

社会全体で支える介護保険制度

令和5年度介護保険料

介護保険制度では、3年に一度計画の見直しを行っています。
市の介護サービスに必要な費用は、その50パーセントを公費（国・県・市）、27パーセントを40～64歳の方の保険料、23パーセントを65歳以上の方の保険料で賄っています。

令和3年度から、65歳以上の方（第1号被保険者）が納付する保険料基準額を、年額6万6,000円としています。これを基に、所得段階に応じて16段階に分類し、保険料を決定します。

詳しくは、6月中旬以降（5月27日以降に65歳になる方は、65歳を迎えた翌月以降）に送付する介護保険料決定通知書でご確認ください。

介護保険料の納付方法

【特別徴収】

年金からの差し引きにより納付します。対象者は年金の年間受給額が18万円以上の方です（一部例外あり）。

【特別徴収の方の仮徴収】

介護保険料は所得段階ごとに設定するため、前年の所得が決定する6月以降に算定します。2月に年金から差し引いた金額と同じ額を、4・6・8月支給の年金から「仮徴収」として差し引きます。10月以降は、年額保険料から仮徴収の合計額を引いた金額を「本徴収」として10・12・2月支給の年金から差し引きます。

【普通徴収】

送付する納付書で金融機関の窓口などを利用して納付します。銀行・ゆうちょ口座からの自動引き落としも可能です。自動引き落としを希望する場合は事前に申し込みが必要です。

なお、普通徴収となる方は、年度途中で65歳になる方、転入した方、年金を受給していない方、年金の年間受給額が18万円未満の方です。1年分の保険料を、6月から翌年3月に10回に分けて納付します。各納期限内に納付をお願いします。

保険料に未納がある場合

滞納処分の対象となる他、介護サービス利用時に制限が発生する場合があります。納期限内に納付できない場合は担当へご相談ください。

介護保険料の減免制度

介護保険料が第1段階（生活保護受給者を除く）から第3段階の方で、生活が著しく困難（生活保護水準）と認められた方へ、介護保険料を減免する制度を設けています。詳しくは担当までお問い合わせください。

低所得者の方の食費・居住費の負担軽減や利用者負担額の軽減

介護保険施設を利用する場合（ショートステイを含む）の食費、居住費は自己負担となりますが、生活保護受給者や世帯全員が市民税非課税の方（預貯金要件など認定基準を満たす方）は、申請をすることで、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、負担が軽減されます。

申請は随時受け付けていますが、適用は申請した月の初日からです。現在交付している認定証の有効期限は令和5年7月31日(月)までです。

継続して認定を受ける場合は、毎年申請が必要です。8月以降、継続して対象となる可能性のある方には、6月中に案内と申請書を送付します。

対象となるには、要介護認定がある方、世帯全員の令和4年中の所得の申告があり世帯が非課税である方、給付の制限を受けていない方など、いくつかの認定基準があります。所得が未申告で、発行できない場合が多くみられますので、ご注意ください。

また、社会福祉法人などの介護サービスを利用する低所得者の方に対し、利用料の負担軽減がされる事業もあります。詳しくは担当へお問い合わせください。

担当 介護保険課 ☎046(252)7719 FAX 046(252)8238

——・6月に納めていただくのは——

▼市・県民税（第1期）▼国民健康保険税（第1期）

▼介護保険料（第1期）

※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPayで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日8:30～12:00に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています(令和5年6月24日(土)まで)。詳しくは市税総務課 ☎046(252)8021 FAX 046(255)3550へ(国民健康保険税については保険年金課 ☎046(252)7003 FAX 046(252)7043へ)。

子育て・教育

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

食費などの物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行います。

対象 ひとり親世帯

- ①令和5年3月分の児童扶養手当の受給者（養育者含む）
- ②公的年金等*の受給により令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限る）
※遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など。
- ③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

ひとり親世帯以外

- ④座間市から令和4年度「低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した方
- ⑤上記④の他、令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障害のある児童は20歳未満）を養育する父母などであって、令和5年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

支給額 児童1人当たり一律5万円

申請方法 ①④は申請不要。②③⑤は、市ホームページなどで条件を確認し、申請

申請期限 令和6年2月29日(木)

担当 子育て支援課 ☎046(252)7201 FAX 046(255)5080



市ホームページ

お知らせ

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

国民健康保険税納税通知書

令和5年度国民健康保険税納税通知書を6月中旬に送付します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

普通徴収

1年間の保険税を6月から翌年3月まで10回に分けて納めます。

納付方法は、口座振替と納付書払いがあります。納付の手間がなく、納め忘れの防止になる口座振替をぜひご利用ください。市役所1階保険年金課または取扱金融機関の窓口で申し込みできます。

特別徴収

令和4年度に特別徴収（年金からの差し引き）で納めていた世帯は、特別徴収の要件（65歳以上の加入者のみで構成される世帯であるなど）を満たしていれば、令和5年度も引き続き特別徴収です。

新たに特別徴収となる世帯

4月1日時点で、新たに特別徴収の要件を満たした世帯は、10月支給分の年金から特別徴収になります。第4期（納期限10月2日(月)）までは納付書で納付してください。

なお、すでに口座振替をしている世帯は特別徴収になりません。

国民健康保険税の軽減・減免制度

失業（解雇や倒産など自己都合を除くやむを得ない場合に限る）した方へ国民健康保険税の軽減制度があります。また、災害や生活困窮、廃業、事業不振、病気などの特別な事情がある場合に限り、国民健康保険税を減免する制度があります。詳しくは担当へお問い合わせください。

担当 保険年金課 ☎046(252)7003 FAX 046(252)7043

立野台地域包括支援センターの移転

立野台地域包括支援センターは6月1日から当分の間、青少年センター内に移転します。来所する際はご注意ください。

所在地 新所在地：青少年センター内

(〒252-0023 立野台一丁目1番4号)

旧所在地：サニープレイス座間内

(〒252-0021 緑ヶ丘一丁目2番1号)

連絡先 ☎046(266)2005 FAX 050(3094)8874

担当 長寿支援課 ☎046(252)7084 FAX 046(252)8238

コンビニ交付サービス休止

システムメンテナンスに伴い、次の通り、コンビニエンスストアなどのマルチコピー機を利用した証明書の交付サービスを休止します。

日時 6月2日(金)6:30～14:00

担当 戸籍住民課 ☎046(252)8083 FAX 046(255)3550